



沖縄労働局発表  
 令和6年12月27日(金)

担当	沖縄労働局 労働基準部 監督課
	課長 小池 雅弘
	主任労働基準監察監督官 川満 秀明
	電話：098-868-4303

**労働基準関係法令違反率79.4% 前年比1%増 全国平均より9.8p高く**

～ 令和5年の沖縄労働局管内における監督指導等の実施状況について ～

沖縄労働局（局長 柴田栄二郎）は、令和5年に管内5つの労働基準監督署が実施した監督指導等の実施状況について、以下のとおり取りまとめました。

**【令和5年監督指導等の実施状況のポイント】**（資料1参照）

- 1 県内の令和5年の定期監督等（欄外※1）の実施事業場数は1,808件（内違反事業場数1,436件）。違反率79.4%。前年比1%増。全国平均より9.8p高い（グラフ①参照）。  
  
業種別の違反率では、運輸交通業85.0%、商業84.3%、製造業80.6%、接客娯楽業79.5%となっている。（グラフ②参照）。  
  
県内の定期監督等の違反率の推移を見ると、平成10年から上昇傾向がみられる。（グラフ③参照）。
- 2 申告（欄外※2）事業場数は387件（前年比+90件、内監督実施事業場数257件、違反率72.4%）。内容別では賃金不払が268件（違反率50.4%）と最多で、申告全体の66.5%を占める（グラフ⑤、⑥、⑧、⑨参照）。
- 3 令和5年の送検件数は10件（前年比+5件）。内訳は、労働基準法等違反被疑事件が2件、労働安全衛生法違反被疑事件が8件。過去5年間の送検件数38件のうち「死亡事故など重大な事故」が44.7%、次いで「労災かくし」が18.4%、「賃金不払（最賃法違反を含む）」が7.9%となっている（グラフ⑩参照）。

引き続き「改正労働基準法等に基づく長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止」、「中小企業及び令和6年度適用開始業務等の事業場に対する丁寧な対応を含めた一般労働条件確保・改善対策」等を重点課題として、以下の取組みを徹底します。

- ① 長時間労働が疑われる事業場等への重点的な監督指導
- ② 「働き方改革関連法に関する説明会」の実施
- ③ 窓口や「沖縄働き方改革推進支援センター」などで幅広くきめ細やかな周知・支援

（※1）「定期監督等」：自主的又は計画的（災害時を含む）に、労働基準監督官が、労働基準法上の労働条件の履行確保や労働安全衛生法上の安全措置等が講じられているかなどを確認し、これらに係る法令違反等が認められた場合には、事業場に対し是正勧告・指導を行い、その是正・改善を行わせるもの。

（※2）「申告」：労働基準法第104条第1項に基づき、労働者が労働基準監督署に対し、労働基準関係法令に違

反する事実があることを告げ、その違反の是正を求めること。

## 1 令和5年における監督指導等状況の概要（各グラフは、資料1参照）

### （1）定期監督等の実施状況（災害時の監督を含む）

#### ① 全国と県内における定期監督等の法違反率の推移（過去5年間）

グラフ①「過去5年間における定期監督等の法違反率の推移」参照のこと

#### ② 令和5年 県内の定期監督等の業種別違反率

グラフ②「令和5年 定期監督等の業種別の違反率」参照のこと

#### ③ 県内の定期監督等の違反率の推移（昭和47年～令和5年）

グラフ③「沖縄県内の定期監督等の違反率の推移」参照のこと

#### ④ 令和5年 県内の定期監督等の業種別違反率が高い法条文

グラフ④「令和5年 沖縄県内の定期監督等の業種別違反率が高い法条文」参照のこと

### （2）申告の処理状況

#### ① 申告処理事業場数（推移）

グラフ⑤「申告処理事業場数及び違反率の推移」参照のこと

#### ② 令和5年 申告処理事業場数等（業種別）

グラフ⑥「申告処理事業場数に対する業種別の割合」及び

グラフ⑦「申告処理における業種別違反率」参照のこと

#### ③ 令和5年 申告処理事業場数等（内容別）

グラフ⑧「申告処理内容の内訳」及び

グラフ⑨「申告処理内容別の違反事業場数」参照のこと

### （3）司法事件の送検状況

#### ① 送検内容

グラフ⑩「過去5年間の労働基準法等及び労働安全衛生法違反被疑事件の送検内容」参照のこと

## 2 労働条件や働き方改革関連法に関する相談先（資料2参照）

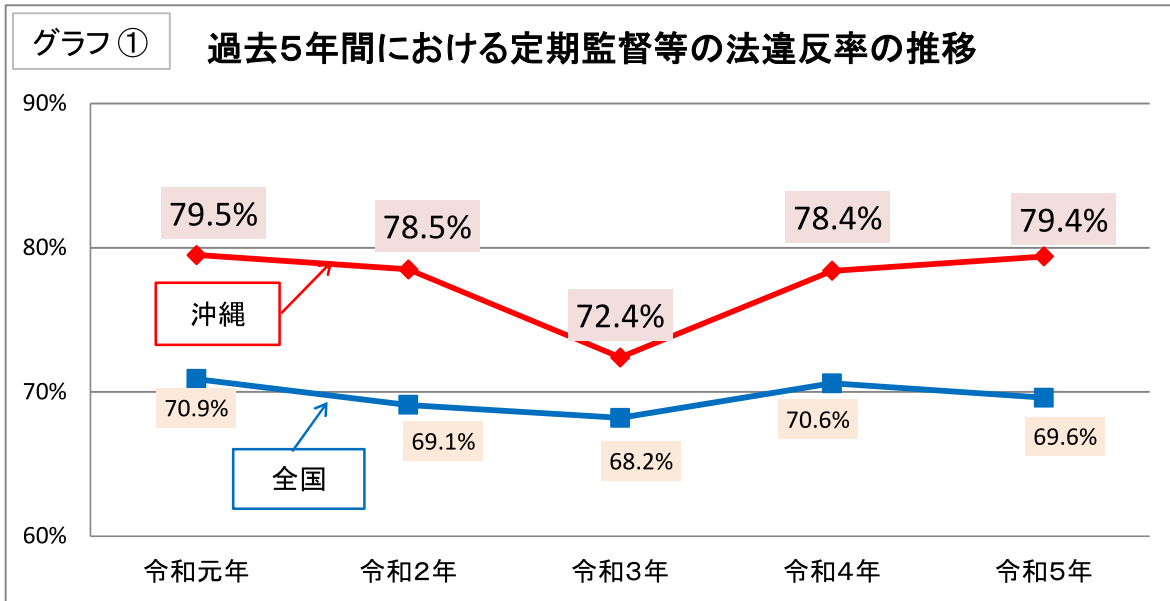
労働基準監督署に設置した労働時間相談・支援コーナー等のほか、沖縄働き方改革推進支援センター、労働条件相談ほっとラインもご利用いただけます。また、ポータルサイト「確かめよう労働条件」や、企業のためのWeb診断サイト「スタートアップ労働条件」を開設し、36協定や就業規則作成のための支援ツールのご提供を行っています。

＜添付資料＞ 資料1 令和5年 監督指導等実施状況

資料2 リーフレット 沖縄働き方改革推進支援センターのご案内

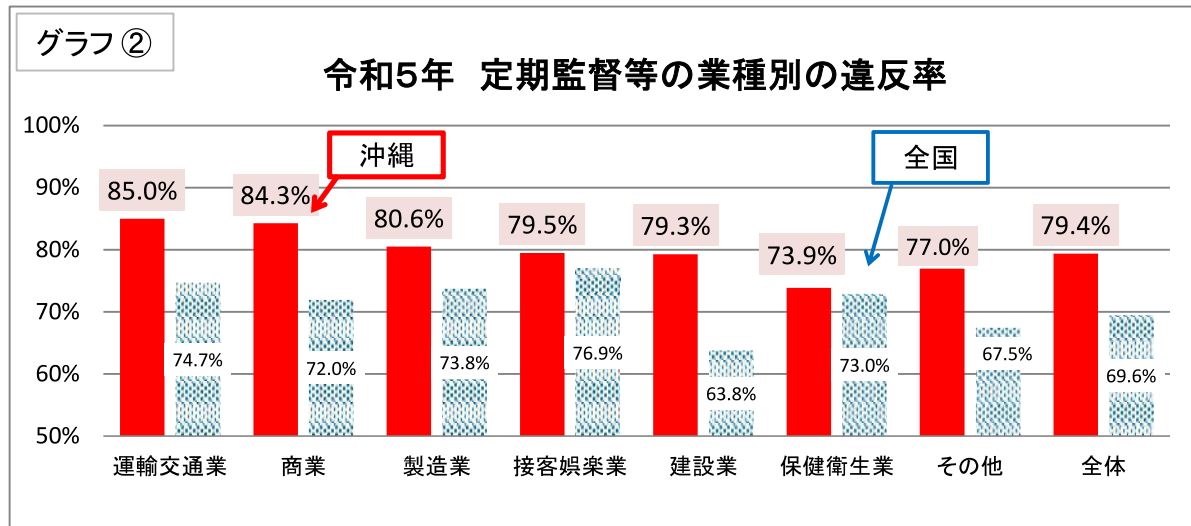
## 1 定期監督等 (※自主的、計画的(災害時を含む)に実施している行政指導)

### ① 過去5年間における定期監督等の法違反率の推移



	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
沖縄県	79.5%	78.5%	72.4%	78.4%	79.4%	1,808件(全体) 1,436件(違反)
全国	70.9%	69.1%	68.2%	70.6%	69.6%	139,215件(全体) 96,831件(違反)

### ② 令和5年 定期監督等の業種別違反率



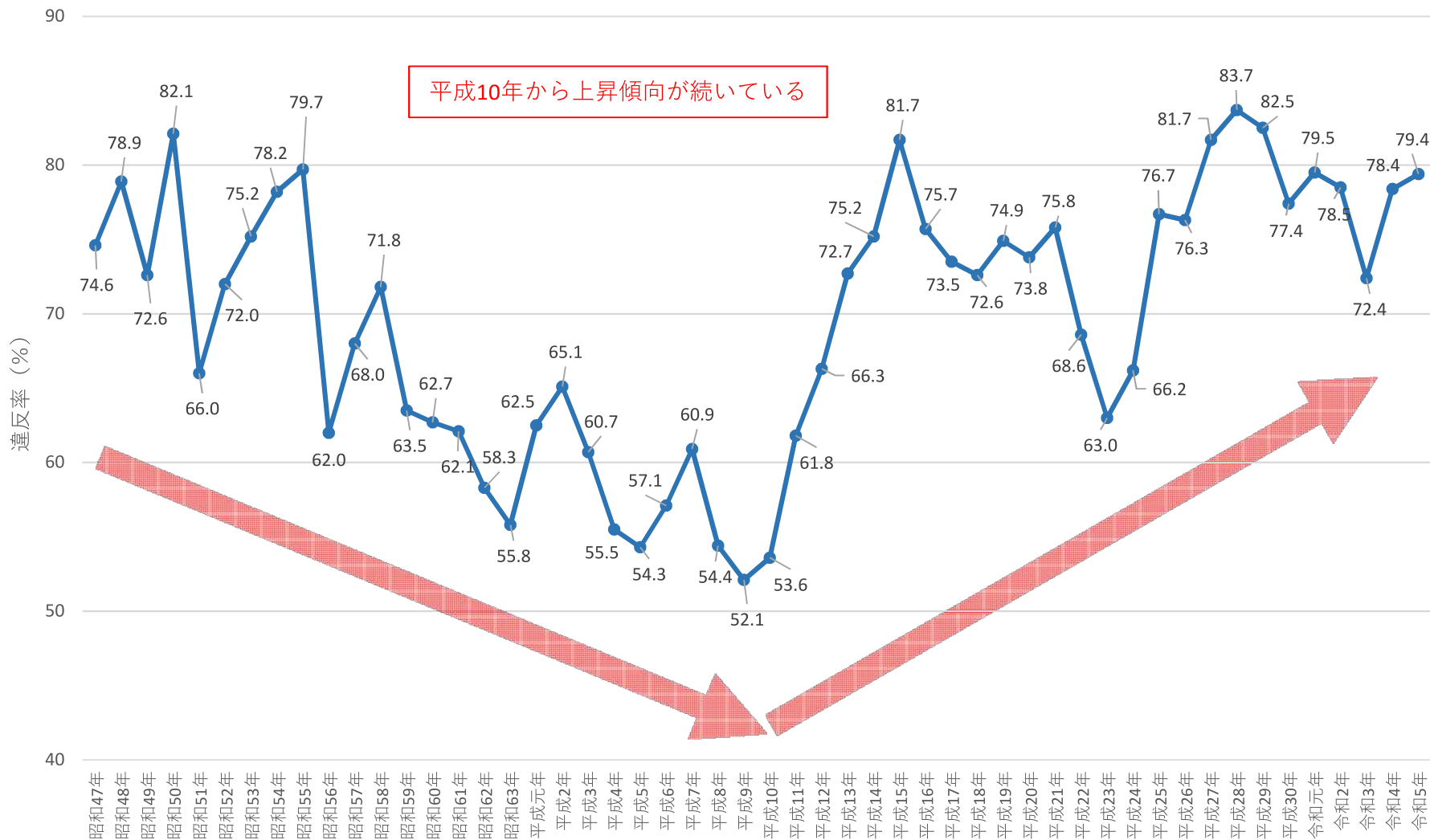
	運輸交通業	商業	製造業	接客娯楽業	建設業	保健衛生業	その他	全体
定期監督等事業場数	40	140	144	254	938	88	204	1,808
違反事業場数	34	118	116	202	744	65	157	1,436
<b>沖縄県</b>	<b>85.0%</b>	<b>84.3%</b>	<b>80.6%</b>	<b>79.5%</b>	<b>79.3%</b>	<b>73.9%</b>	<b>77.0%</b>	<b>79.4%</b>
定期監督等事業場数	5,579	19,844	29,583	9,076	48,396	11,643	15,094	139,215
違反事業場数	4,170	14,281	21,828	6,983	30,888	8,496	10,185	96,831
<b>全国</b>	<b>74.7%</b>	<b>72.0%</b>	<b>73.8%</b>	<b>76.9%</b>	<b>63.8%</b>	<b>73.0%</b>	<b>67.5%</b>	<b>69.6%</b>

③県内の定期監督等の違反率の推移

資料 1

グラフ③

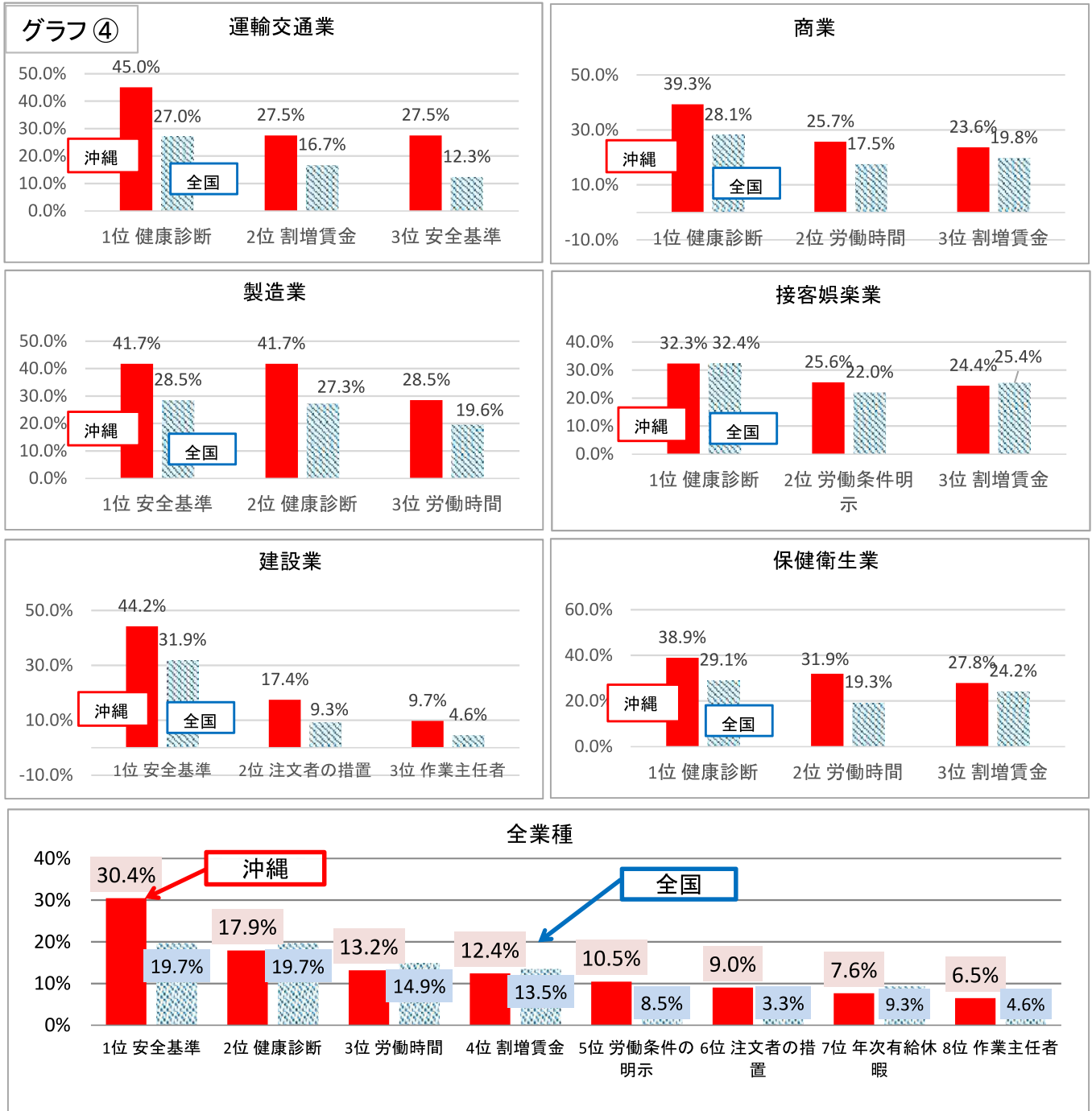
沖縄県内の定期監督等の違反率の推移



※

※昭和47年は5月15日から12月31日

④ 令和5年 沖縄県内の定期監督等の業種別違反率が高い法条文(全国値は参考)※重複あり

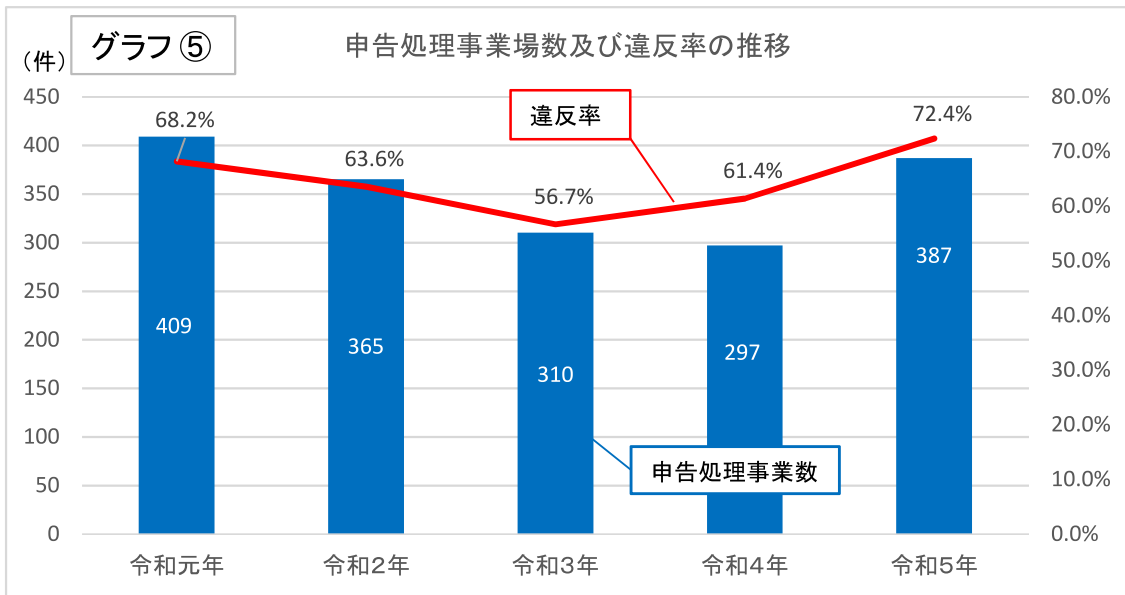


		1位		2位		3位				
		違反事業場数	違反率(%)	違反事業場数	違反率(%)	違反事業場数	違反率(%)			
運輸交通業	沖縄	安衛法第66条～第66条の6 (健康診断)	18	45.0%	労働基準法第37条 (割増賃金)	11	27.5%	安衛法第20条～第25条 (安全基準)	11	27.5%
	全国	1506	27.0%	931	16.7%	686	12.3%			
商業	沖縄	安衛法第66条～第66条の6 (健康診断)	55	39.3%	労働基準法第32条 (労働時間)	36	25.7%	労働基準法第37条 (割増賃金)	33	23.6%
	全国	5568	28.1%	3463	17.5%	3937	19.8%			
製造業	沖縄	安衛法第20条～第25条 (安全基準)	60	41.7%	安衛法第66条～第66条の6 (健康診断)	60	41.7%	労働基準法第32条 (労働時間)	41	28.5%
	全国	8431	28.5%	8083	27.3%	5787	19.6%			

		1位		2位		3位	
		違反事業場数	違反率(%)	違反事業場数	違反率(%)	違反事業場数	違反率(%)
接客娯楽業	沖縄	安衛法第66条～第66条の6 (健康診断)	労働基準法第15条 (労働条件明示)	労働基準法第37条 (割増賃金)			
		82	32.3%	65	25.6%	62	24.4%
	全国	2940	32.4%	1999	22.0%	2307	25.4%
建設業	沖縄	安衛法第20条～第25条 (安全基準)	安衛法第31条 (注文者の講ずべき措置)	安衛法第14条 (作業主任者)			
		415	44.2%	163	17.4%	91	9.7%
	全国	15448	31.9%	4510	9.3%	2236	4.6%
保健衛生業	沖縄	安衛法第66条～第66条の6 (健康診断)	労働基準法第32条 (労働時間)	労働基準法第37条 (割増賃金)			
		28	31.8%	23	26.1%	20	22.7%
	全国	3387	29.1%	2241	19.3%	2820	24.2%
全業種	沖縄	安衛法第20条～第25条 (安全基準)	安衛法第66条～第66条の6 (健康診断)	労働基準法第32条 (労働時間)			
		550	30.4%	324	17.9%	238	13.2%
	全国	27435	19.7%	27411	19.7%	20799	14.9%

## 2 申告処理 (※申告:労働者から労働基準監督署あて法違反の是正を求めるもの)

### ① 申告処理事業場数等(推移)



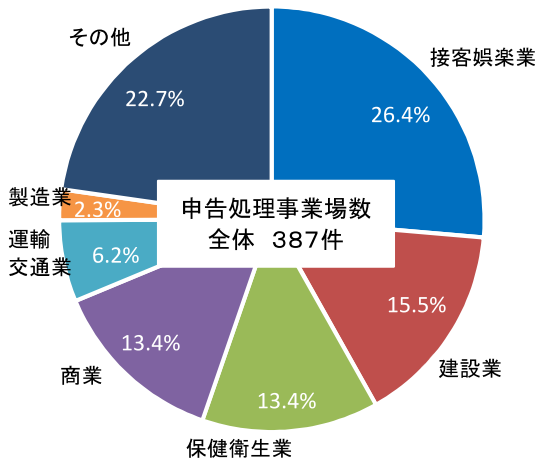
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
申告処理事業場数	409	365	310	297	387
前年比	▲ 33	▲ 44	▲ 55	▲ 13	90
違反事業場数	202	175	143	129	186
違反率	68.2%	63.6%	56.7%	61.4%	72.4%

## ② 令和5年 申告処理事業場数等(業種別)

資料1

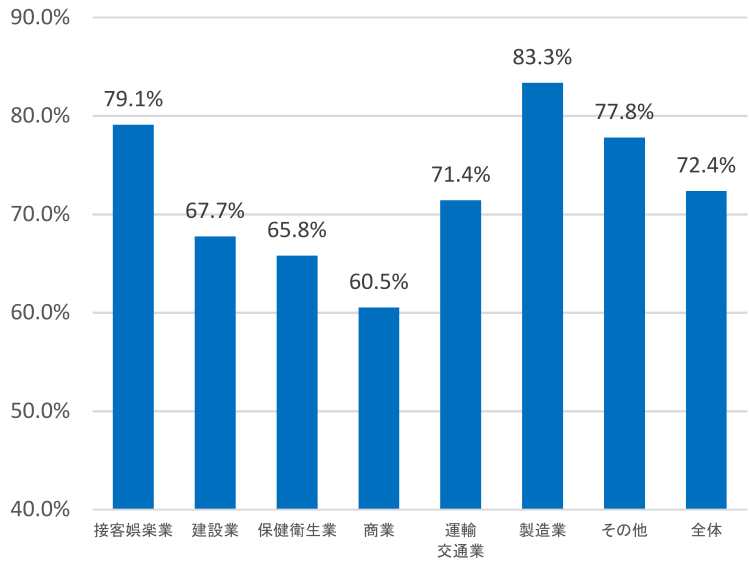
グラフ⑥

申告処理事業場数に対する業種別の割合



グラフ⑦

申告処理における業種別違反率

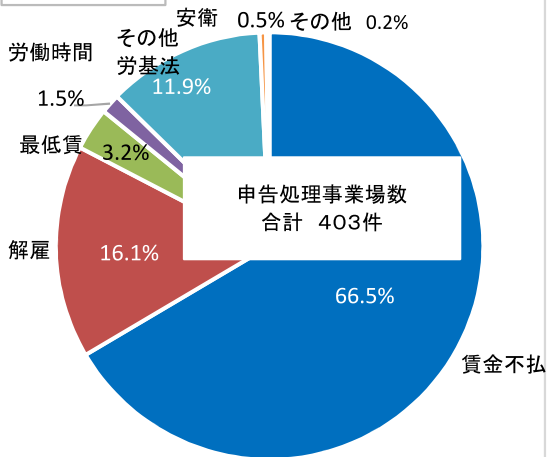


	接客娯楽業	建設業	保健衛生業	商業	運輸交通業	製造業	その他	全体
申告処理事業場数	102	60	52	52	24	9	88	387
監督実施事業場数	67	31	38	38	14	6	63	257
違反事業場数	53	21	25	23	10	5	49	186
違反率	79.1%	67.7%	65.8%	60.5%	71.4%	83.3%	77.8%	72.4%

## ③ 令和5年 申告処理事業場数等(内容別)

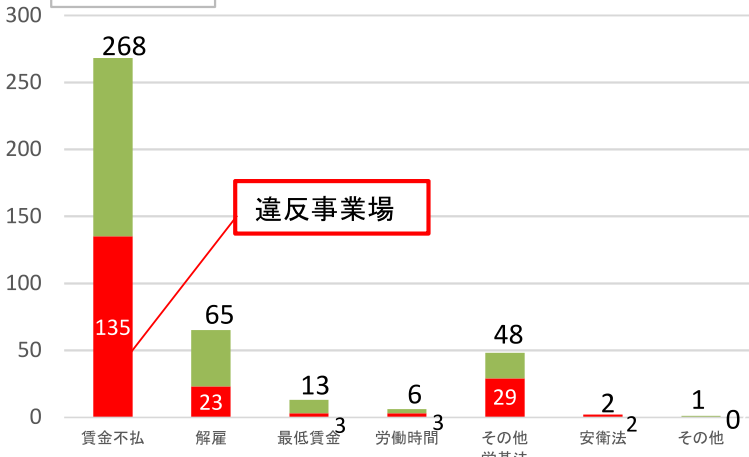
グラフ⑧

申告処理内容の内訳(沖縄)



グラフ⑨

申告処理内容別の違反事業場数

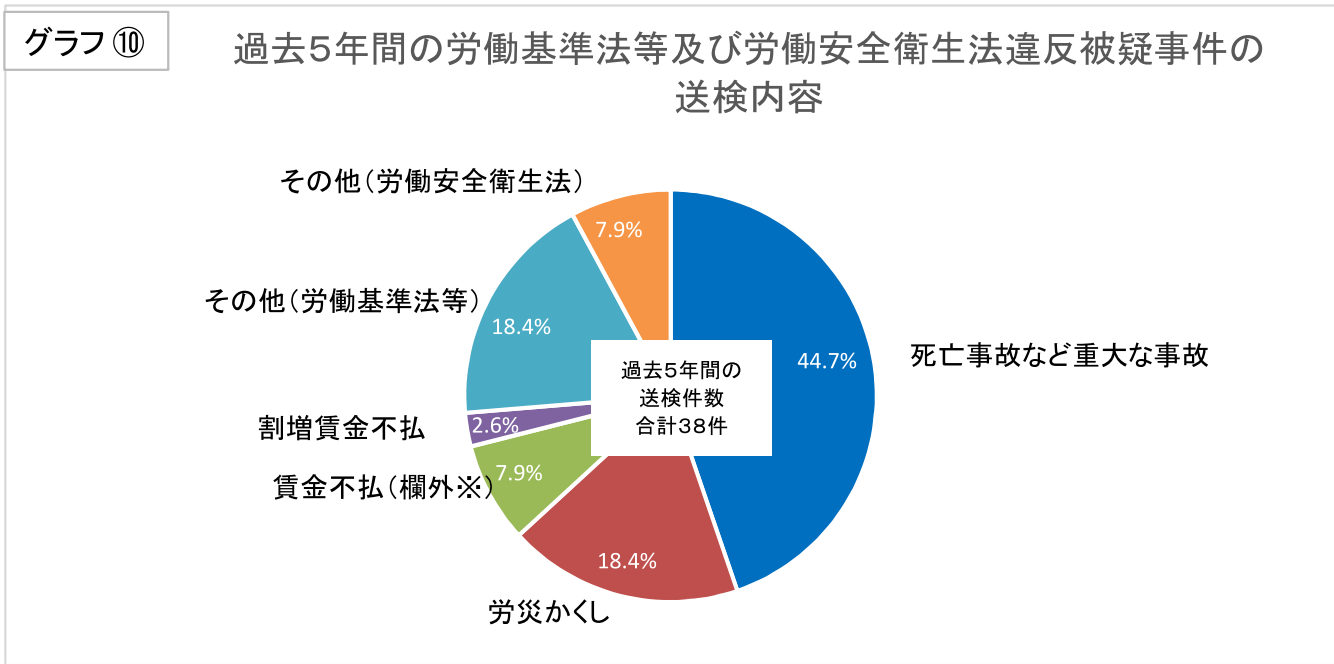


申告内容		賃金不払 (労基法)	解雇 (労基法)	最低賃金 (最賃法)	労働時間 (労基法)	その他 (労基法)	安衛法	その他	合計 (左記の何れか)
申告処理事業場数	沖縄	268	65	13	6	48	2	1	403
	全国	19,625	3,150	1,816	488	3,526	406	12	29,023
申告処理内容の内訳	沖縄	66.5%	16.1%	3.2%	1.5%	11.9%	0.5%	0.2%	100.0%
	全国	67.6%	10.9%	6.3%	1.7%	12.1%	1.4%	0.0%	100.0%
違反事業場数	沖縄	135	23	3	3	29	2	0	195
	全国	9,759	1,130	645	241	1,971	210	7	13,963
違反率	沖縄	50.4%	35.4%	23.1%	50.0%	60.4%	100.0%	0.0%	48.4%
	全国	49.7%	35.9%	35.5%	49.4%	55.9%	51.7%	58.3%	48.1%

※令和5年に受理したのものに限る。また、内容が重複するものも含まれる。

※労働基準法を「労基法」、最低賃金法を「最賃法」、労働安全衛生法を「安衛法」と略記。

① 送検の内容



		(件)					
		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	合計
労働基準法等	賃金不払(欄外※)	2				1	3
	割増賃金不払		1				1
	その他	1		4	1	1	7
	<b>合計</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>4</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>11</b>
労働安全衛生法	労災かくし	1	2	1		3	7
	死亡事故など重大な事故	2	7	2	2	4	17
	その他				2	1	3
	<b>合計</b>	<b>3</b>	<b>9</b>	<b>3</b>	<b>4</b>	<b>8</b>	<b>27</b>
<b>合計</b>		<b>6</b>	<b>10</b>	<b>7</b>	<b>5</b>	<b>10</b>	<b>38</b>

※ 賃金不払は、最低賃金法違反を含む。



令和6年度 厚生労働省 沖縄労働局 委託事業 実施機関 株式会社タスクール Plus

## 沖縄働き方改革推進支援センター

中小企業・小規模事業者の皆様へ

# 働き方改革 サポートします！

ウチの会社はどうしようか...  
専門家に相談すればいいんだ！



**相談無料**

残業が月 60 時間を超えたら  
何か変わるの？

建設業、運送業、砂糖製造業の  
労働時間管理が厳しくなるけど  
どうすればいい？

ハラスメント対策  
って言うけど  
どうしたらいいの？

うちの会社で  
もらえる助成金って  
あるのかな？

外国人労働者を雇おうと考えてるんだけど？

パートさんの  
手当の見直して  
必要なの？

求人を出しても  
人が集まらない  
んだけど！



うちの就業規則は  
問題ないか  
見てもらえるかな？



### 個別企業訪問相談

貴社を訪問し、専門家と対面相談



### 電話・来所相談

当センター内で専門家が  
電話と来所の相談



### セミナー開催・講師派遣

セミナー・WEBセミナーの  
実施開催



### オンライン相談

お電話または下記QRコードより  
お問い合わせください。



\*実施期間：令和6年4月8日から令和7年3月31日

受付日時：月～金曜日（祝日等を除く）午前9時～午後5時  
当センター専用駐車場有

中小企業・小規模事業者のための無料相談窓口

## 沖縄働き方改革推進支援センター

電話

0120-420-780

E-mail

okinawa@task-work.com

ファックス

098-859-8371

ホームページ



<https://hatarakikataikaku.mhlw.go.jp/consultation/okinawa/>

沖縄働き方改革推進支援センター

沖縄働き方改革推進支援センター 〒901-0152 沖縄県那覇市小禄 1831-1 沖縄産業支援センター 508 号

\*当センターは、厚生労働省・沖縄労働局より委託を受けた公的支援機関です。\*当センターは「事業者様の支援」を目的としており、労働者様へのアドバイスは致し兼ねます。\*ご相談内容は秘密厳守として取り扱い、目的外の使用は致しません。